

大洗町 500 円タクシー運行事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町内に居住する高齢者、障害者、妊産婦等の移動困難者に対して、タクシーの利用料金の一部を予算の範囲内において助成することにより、身体的・経済的な負担軽減を図り、タクシーを活用した外出機会の創出と移動の円滑化に資することを目的に実施する大洗町 500 円タクシー運行事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「タクシー」とは、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号ハによる一般乗用旅客自動車運送事業を同法第 4 条の規定により許可を受け、「大洗町 500 円タクシー運行事業に関する協定書」を締結した事業者（以下「事業者」という。）が運行する車両をいう。

(対象者)

第 3 条 この事業の対象者は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく大洗町の住民基本台帳に記載されている者のうち、現に町内に居住し、次の各号のいずれかに該当する者であつて、かつ、次条の規定による利用登録を完了した者とする。

- (1) 満 75 歳以上の者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者
- (3) 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生事務次官通知）による療育手帳の交付を受けている者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (5) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 27 条又は第 32 条の規定により要介護又は要支援の認定を受けている者
- (6) 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 16 条第 1 項の規定による母子健康手帳の交付を受けている者のうち、妊娠中である者
- (7) 小学校就学の始期に達するまでの者

(利用登録)

第 4 条 この事業による助成を受けようとする者又は当該者を介助する者は、大洗町 500 円タクシー運行事業利用登録申請書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請があつた場合は、当該申請の内容を審査し、利用が適当と認めるときは、大洗町 500 円タクシー運行事業利用登録証（様式第 2 号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

3 前 2 項の規定は、前項の規定により登録証の交付を受けた者（以下「利用者」という。）が登

録内容を変更しようとするときに準用する。この場合において、登録証に変更する内容がないときは、当該変更に係る登録証の交付を省略することができる。

(登録証の譲渡等の禁止)

第5条 利用者は、登録証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(登録証の再交付)

第6条 利用者又は当該者を介助する者は、登録証を汚損し、又は紛失したときは、大洗町500円タクシー運行事業利用登録証再交付申請書(様式第3号)を町長に提出し、登録証の再交付を受けることができる。

(登録証の返還)

第7条 利用者が、第3条に規定する対象者の要件を欠くことになった場合は、速やかに町長に登録証を返還しなければならない。

2 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録を取り消すとともに、大洗町500円タクシー運行事業利用登録証返還通知書(様式第4号)により登録証の返還を求めることができる。

(1) 利用者及び世帯員に町税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の滞納があったとき。

(2) 利用者及び世帯員が大洗町暴力団排除条例(平成23年大洗町条例第25号)第2条第1号から同条第3号に該当したとき。

(3) 第5条に規定する禁止事項に違反したとき。

(4) 虚偽その他不正の手段により登録証の交付を受けたとき。

(5) 虚偽その他不正の手段によりこの事業によるタクシーを利用したとき。

(6) 前5号に掲げるもののほか、町長が利用登録を取り消す必要があると認めるとき。

(乗車利用手続)

第8条 利用者及び当該利用者を介助する者(以下「利用者等」という。)は、タクシーを利用しようとするときに、希望する乗車場所及び降車場所(以下「乗降場所」という。)を事業者に電話の方法により、乗車申込みするものとする。

2 前項の乗車申込みの受付時間は、事業者の営業時間内とする。

3 利用者等は、乗車の際に登録証を事業者に提示しなければならない。

4 利用者が利用するタクシーには、当該利用者を介助する者1名のほか、登録証を提示することができる者が同一場所で乗降をする場合は乗車することができる。

5 第3条第7号に掲げる対象者がこの事業によりタクシーを利用するときは、当該対象者の保護者が利用するタクシーに同乗しなければならない。

6 事業者から第3条各号のいずれかに該当することを証明する書類等の提示を求められた場合は、それに応じなければならない。

(乗車申込みの変更及び取消し)

第9条 乗車申込みの変更及び取消しの場合、利用者等が乗車申込みをした事業者が電話の方法により連絡し、事業者の当該予約変更及び取消しの確認をもって成立するものとする。この場合において、乗車申込み予約を取消したことによる利用料金は発生しないものとする。

2 事業者は、運行に当たり、受付時に伝達した利用開始時刻になっても利用者等が乗車場所に現れなかったときは、乗車申込みを取消したものとみなし、当該運行を中止することができる。

3 事業者は、前項の乗車申込みの取消しがあったときは、事業者が定める料金を当該利用者に請求することができる。

(乗車の拒否)

第10条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する者の乗車を拒否することができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により利用しようとする者

(2) 事業者が定める一般乗用旅客自動車運送約款において、乗車を拒否することができる旨が規定されている者

(利用者負担金等)

第11条 利用者等は、利用したタクシーの1回の乗車につき、500円を事業者に支払うものとする。

2 第4条に規定する利用登録前の乗車料金には遡求できない。

(運行範囲等)

第12条 この事業におけるタクシーの乗降場所はいずれも大洗町内（涸沼駅を含む）とする。

2 降車場所での待機、運行途中での立ち寄り及び乗り合いはできない。

3 乗車場所から降車場所への運行は事業者が考える最短距離とする。

4 この事業による助成を受けられるタクシーの利用時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、午後4時までに配車した車両は、配車が終了するまで運行することができる。

5 この事業によるタクシーの利用には、事業者による乗降の介助は行わないものとする。

(登録証の有効期限)

第13条 登録証の有効期限は、町長が指定する日又は登録証を交付した月の属する会計年度の末日のいずれか早い日までとする。

(適用除外)

第14条 大洗町障害者福祉タクシー利用料金助成事業により、タクシーの利用料金が助成される場合は、この要綱の規定は、適用しない。

(助成金の返還)

第15条 町長は、この事業によるタクシー利用の助成を受けた者が次に掲げる事項に該当すると認めるときは、助成金の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により利用したとき。
- (2) この事業に関する町からのアンケート調査に回答しないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が返還の必要があると認めるとき。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。